

ムーンショット型農林水産研究開発事業 プロジェクトマネージャー (PM) 公募の Q & A

	No.	質問	回答
総論	1	プログラムディレクター (PD) に直接相談してもかまいませんか。	公募内容や審査等について、PDに直接相談することはできません。(3月28日更新)
	2	公募期間は5月9日(火)12時までのことですが、公募に関する問い合わせは、いつまで可能ですか。	公募に関するお問い合わせは、応募締切りまで可能ですが、御質問の内容や時期によっては回答が困難な場合がありますので、余裕をもって早めにお問い合わせいただきますようお願いいたします。 なお、ご質問は、以下のメールアドレスにメールでお願いします。(3月28日更新) メール：seiken-moonshot[アット]ml.affrc.go.jp [アット]を@に置き換えてください。 公募全般に関する問い合わせ 生研支援センター 事業推進部 戦略的研究開発課 契約事務に関する問い合わせ 生研支援センター 研究管理部 研究管理課
	3	メールではなく、対面による個別相談は可能ですか。	当センターへのアクセスの難易など公平性の観点から、対面での個別相談は受け付けておりません。お問い合わせはメールでお願いします。
	4	PM候補とプロジェクト計画提案書の両方の記載が求められていますが、PMとプロジェクト計画を採択するのでしょうか。	本公募では、計画提案書の提出を求めています。採択の対象はPMです。採択後、PDの指揮の下、PMがプロジェクトの作り込みを行い、プロジェクト計画提案書等をブラッシュアップしていただきます。(3月28日更新)

項目	No.	質問	回答
事業期間	1	提案する研究の実施期間は2年間でもよいのでしょうか。継続実施を前提とした提案(最長7年)でないと採択されないのでしょうか。	継続実施を前提としない研究計画の提案も可能です。 一方で、この公募で採択される研究の実施期間は令和6年度末(2024年度末)までですが、CSTIがプログラムの継続を決定した場合には、事業実施期間は最長2029年度まで延長される可能性があります。希望されなければ終了となります。 なお、上記のいかにかわらず、研究の評価結果等によっては、予定の途中で研究実施期間が変更または終了となる場合があります。御留意ください。(3月28日更新)
	2	委託契約は何年間の契約でしょうか。評価結果によってプロジェクトが終了となった場合、契約はどうなるのでしょうか。	委託契約は、PMが所属する研究機関(代表機関)と令和6年度末(2024年度末)までの複数年契約を締結します。評価結果等を受け、プロジェクトが中止等となった場合、契約も終了となります。通常、年度末を区切りとして清算手続きを行います。

項目	No.	質問	回答
予算規模・事業規模	1	年間の予算規模はどの程度でしょうか。	今回の公募では、全体で6.5億円を充て、この中で複数の課題を採択する予定です。1件あたりの予算の上限額及び下限額は定めていません。 なお、採択時の付帯条件として、予算額や研究実施体制を含む実施計画の変更が求められる場合があります。また、採択後のプロジェクトの作り込みの過程で同様に実施計画の変更が求められる場合もあります。御留意ください。(3月28日更新)
	2	PMは何名採択する予定でしょうか。学際的な提案でもよいのでしょうか。	この公募事業に充てる基金(6.5億円)の範囲内で、複数のPMを採択予定です。具体的には、社会科学分野と自然科学分野の各々で、複数名のPMを採択予定です。両分野を含む学際的な提案や「総合知」に基づく提案(関連分野全ての知恵をフル活用して課題解決に取り組む提案)も審査対象になります。
	3	MS目標5の事業期間は最大10年間ですが、研究開始から5年分の予算として約80億円の基金が造成されています。6年目の2025年度以降の予算は確保されるのでしょうか。	2025年度以降(令和7年度以降)の予算については、未定です。

項目	No.	質問	回答
応募要件等	1	複数の研究機関等からなる研究グループとありますが、何機関必要でしょうか。民間企業の参画は必須でしょうか。	具体的な数は定めておりませんが、プロジェクトの遂行に必要な機関が必ず参画した形で御提案ください。 民間企業の参画は必須の条件です。契約締結までには民間企業の参画を確定していただく必要があります。(3月28日更新)
	2	研究グループに、研究機関以外の機関が含まれてもよいのでしょうか。	本事業は研究開発を行う事業であるため、原則、研究開発プロジェクトを直接実施する研究機関が参画することとしています。しかしながら、ムーンショット目標(MS目標)を達成するために、必要な機関を参画させたい場合には、別紙5のプロジェクト計画提案書の4.研究グループの構成の役割分担を記載する欄に、当該機関を参画させる理由を記載してください。
	3	PM候補者の所属機関変更が予定されている場合は応募可能でしょうか。	PM候補者が応募者となり、応募する時点で所属している機関を代表機関として応募してください。審査期間中は代表機関の変更はできません。 PMが採択された後、委託契約締結までの間に、当該研究グループを構成する研究機関に特段の事情の変化があり、研究の実施が困難と判断される場合は、代表機関の要件(公募要領の3の(3)に記載している要件)を満たし、PM活動が支障なく継続できるという条件を満たす限りにおいて、PDの承認を得ることができれば、代表機関を変更することも可能とします。 もし、応募時点で、PM候補者の所属機関の変更が予定されている場合には、別紙5のプロジェクト計画提案書の4.研究グループの構成の役割分担を記載する欄に、その理由及び時期、変更先の研究機関に係る情報などを正確に記入していただきますようお願いいたします。(3月28日更新)
	4	PM候補(応募者)が日本国籍を有していても応募可能でしょうか。	可能です。但し、任命後は国内に拠点を置いていただくことを基本としています。

5	PM候補（応募者）が所属している機関が外国企業や海外の大学の場合、応募は可能でしょうか。	外国企業の場合、その企業が日本の法人格を有し、かつ国内に活動拠点を有していることが基本です（公募要領p.11）。海外の大学に所属している場合、その大学が日本の法人格を有していれば代表機関になり得るため、応募は可能です。ただし、採択後は国内に活動拠点を置いて頂くことが基本です。（3月28日更新）
6	PMのエフォートはどれくらいまで必要でしょうか。	エフォート（応募者の全業務に占めるこの研究開発に割り当てる時間割合[%]の予定）の数値基準はありませんが、PMとしての役割を確実に遂行できるエフォートを設定してください。 なお、採択後にPDと調整の上、エフォートを再設定していただく可能性がありますので御留意下さい。
7	「研究グループを構成する研究機関は財務状況が安定していること。なお、著しく財務状況が不安定と判断された場合は、当該研究開発機関は研究グループから外れていただく場合があります」とのことですが、どのような状態でしょうか。	別紙5のプロジェクト計画提案書の8. 各研究機関に関する情報において、各研究機関等の財務状況を記入することにあります。応募者（研究グループ）の財務状況は、ここで判断いたします。例えば、令和6年度末までの事業期間、すべての項目においてマイナスとなっている場合は、財務状況を不安定と判断する場合があります。
8	共同研究機関及び協力機関に外国企業や海外の研究機関等の参画は可能でしょうか。また、これらへの海外の研究機関等の参画は必須でしょうか。	共同研究機関や協力機関の要件（公募要領p.7-8）を満たし、事務の窓口又は代理人が国内に存在し、我が国の知的財産ルール（公募要領p.17）などに合意して頂ければ、外国企業や海外の研究機関等の参画は可能です。また、外国企業や海外の研究機関等の参画は必須ではありませんが、ムーンショット型研究開発制度では、MS目標を実現するため、最先端研究をリードするトップ研究者等の下、世界中から研究者の英知を結集することとしています。この趣旨を踏まえ、外国企業や海外の研究機関等が共同研究機関として参画することを推奨しています。
9	研究コンソーシアムの設立方式として、「規約方式」、「協定書方式」、「共同研究方式」がありますが、違いは何ですか。	研究コンソーシアムの設立方式の違いは、以下のようです。 ① 規約方式：委託事業を実施すること等について規約を策定し、規約と別の書面で研究グループを構成する研究機関の同意をまとめて、あるいは個別に得る方法。 ② 協定書方式：委託事業を実施すること等について規約を策定し、研究グループを構成する研究機関が連名で当該規約に署名した協定書を交わす方法。 ③ 共同研究方式：委託事業を連帯して実施するための共同研究機関協定を、研究グループを構成する研究機関の間で締結する方法。 なお、上記の規約、同意書及び協定書のひな形は、それぞれ別紙6の別添3、別添8、別添9のとおりです。（3月28日更新）
10	社会科学分野への応募でも民間企業の参加は必須でしょうか？	民間企業の参加は必須の条件です。提案時に確定できていない場合、契約締結までには確定してもらう必要があります。（3月28日追加）
11	「未利用の生物機能等のフル活用により」とありますが、「等」とは何でしょうか。何か特定のイメージなどあるのでしょうか？	生物機能等の「等」の例としては、自然循環機能があります。また、食料のムダを無くし、健康・環境に配慮した合理的な消費行動を促すような内容も対象となります。（3月28日追加）
12	フードロス（生産されたが食べられなかった農産物や食品）から薬を作る研究は対象になりますか？	フードロスを削減する提案であれば対象となります。一般には医薬品生産には食品に比べて多量の食品残渣や未利用食品を必要とする状況にないと思いますが、そこに踏み込みフードロス削減に貢献する提案であれば審査の対象となります。（3月28日追加）
13	同じ食料消費のターゲット中に昆虫のプロジェクトがありますが、今回の提案は昆虫を介したものでかまいませんか？	現在、目標5のプロジェクトの中で昆虫を使ってフードロスを削減することを目指した研究を行っています。これと同様の提案では困りますが、フードロスを削減する提案であれば審査の対象となります。（3月28日追加）
14	WWFの示している数値は、先進国と後進国の間で相当程度異なっています。これを踏まえ、どちらかに対象を絞った提案でもいいのでしょうか？	削減対象とするフードロスを絞っていただくことは問題ありませんが、削減対象とするフードロスを明確にしておくことが必要です。（3月28日追加）
15	アフリカを対象にした研究でもよいのでしょうか？	地域を絞った提案でも構いません。削減対象とするフードロスを明確にしておくことが必要です。（3月28日追加）
16	「民間企業の参加が必須」とされていますが、民間企業のカテゴリーとして、地方公共団体（市町村や東京23区等）や特定非営利活動法人（NPO法人）は含まれますか？	市町村、東京23区などの地方公共団体や、特定非営利活動法人（NPO法人）は、民間企業には該当致しません。
17	「民間企業の参加」は、コンソーシアムの枠組みの中（すなわち、「代表機関」あるいは「共同研究機関」）であることが必須ですか？ 当面（例えば2024年度末までの研究開発の実施期間中）は、「協力機関」としての参加を想定した研究提案であっても可能ですか？	コンソーシアムの枠組みの中にあることが必須です。協力機関として参画する場合は、要件を満たしません。
18	応募提案時に、研究計画案の中に民間企業が含まれていない場合、あるいは含まれていても適切な連携と見なされない場合などは、条件付き採択としてPMの決定・公表（令和5年6月）後に千葉PDの指揮の下での作り込みにより、適切と見なされる民間企業との連携（共同研究機関としてコンソーシアムメンバーへの組み込み）を図り、連携が整えば正式採択として委託契約が締結され研究開発プロジェクトがスタートできますか？	応募時に民間企業が参画していない場合であっても、審査において民間企業の参画が確実であると判断された場合、作り込みにおいて適切な民間企業が参画することを条件に採択する場合はあります。但し、その場合でも、提案時点で民間企業の参画が確実であることが分かるように提案書を作成いただく必要があります。なお、作り込み期間に民間企業が参画できなかった場合は、委託契約は締結できません。

項目	No.	質問	回答
委託経費	1	間接経費率が研究機関により割合が異なる記載されていますが、具体的な割合を教えてください。	間接経費率は、研究機関ごとに異なります。 具体的には、 ・ 大学等（※1）については15%以内（大学等については委託業務に直接従事する研究室等に必要間接経費を配分する場合は15%以内で加算できます。）、 ・ 国立研究開発法人等（※2）については15%以内、 ・ 企業（中小企業を除きます。）については10%以内、 ・ 中小企業及び技術研究組合については20%以内の額を計上できます。 ※1. 国立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人 ※2. 国公立研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人等の公的研究機関、公益法人等の公的性格を有する機関（3月28日更新）
	2	研究の再委託や業務の外注は支援対象となりますか。	本事業は、研究コンソーシアム方式による事業であることから、研究コンソーシアム以外の機関に再委託することは認められません。 研究開発や業務の内容に研究要素を含む場合は、当該研究や業務を直接行う機関が最初から研究コンソーシアムに参画していただく必要があります。 なお、研究開発要素を含まない単なる業務の外注等については、雑役務費等で措置できます。具体的な例としては、研究の中で、アプリケーションの開発・設計を実施する場合、研究コンソーシアムがアプリケーションの仕様を設定した上で、単純なアプリケーションの作成のみを外部の企業へ発注する場合は研究費の対象とすることは可能です。 一方、外部発注するアプリケーションの内容そのものに研究要素がある場合は、委託研究の再委託とみなされるため外部発注できませんので、発注先の企業も共同研究機関として研究コンソーシアムに参加していただく必要があります。
	3	既存設備等の改良・改造は、対象経費となりますか。	本事業による研究のための試作品として取り扱うことができるのであれば、既存設備を含めた機械、施設の改良・改造に係る経費を対象経費にすることが可能です。 また、耐用年数がある程度経過した機械・施設を基に、実質的な修繕を含む改造や、耐用年数が延びる改造を行った場合、試作品の「資産価格」や「耐用年数の残存期間」に一定の注意が必要です。
	4	採択・契約された場合、研究費は誰に交付されますか。	研究費は、（国立研究開発法人）農業・食品産業技術総合研究機構 生物系特定産業技術研究支援センターから研究コンソーシアムの代表機関へ交付することを予定しております。 研究費の交付を受けた代表機関は、研究コンソーシアム内の規約等に基づき、共同研究機関等へ研究費を配分することになります。 なお、研究管理運営機関を設けた場合は、代表機関に代わって当該業務を行うこととなります。

項目	No.	質問	回答
応募方法	1	応募期限までにe-Radの登録ができない場合には応募申請できないのですか。	研究コンソーシアムの代表機関及び共同研究機関（研究費の配分を受ける場合）はe-Radに登録していただく必要がありますが、申請時までにe-Rad登録が間に合わない共同研究機関がある場合は、e-Rad上は代表機関に研究費を計上（上乗せ）するなどして申請することを認めています。 ただし、代表機関のe-Rad登録が済んでいない場合は受付できません。また、参画する共同研究機関のe-Rad登録がまだ済んでいない場合であっても、提案書にはその機関が体制図や計画内容に記載されている必要があります。 なお、採択に至った場合、契約締結時までに、e-Rad登録を済ませ、プロジェクト計画の登録内容を修正していただく必要があります。登録（修正）されていない場合は、当該機関への研究費の配分は認められません（協力機関は、研究費の配分を受けないので、e-Radに登録する必要はありません。なお、会議への旅費等は代表機関から支給することはできます。）。（3月28日更新）
	2	本公募ではe-Radで申込みすることとなっているが、e-Rad登録や本件公募への応募は英語で申込みができますか？	外国の研究機関に所属する研究者もe-Rad（府省共通研究開発管理システム）の研究者登録が可能です。e-Radにて登録を行ってください。この際の登録申請様式には英語の記載がなく、日本語のみとなっていますが、記入の仕方については、応募要領 Annex 4（下のリンク）を参考にしてください。 https://www.naro.go.jp/laboratory/brain/english/Annex_4.pdf なお、e-Radは生研支援センターが運営しているものではありません。詳細は、e-Radのヘルプデスク（+81-(0)3-6631-0622（直通）、窓口開設時間 平日9:00-18:00）にお問い合わせください。 また、応募のための提案書の英文様式は、応募要領 Annex 5（下のリンク）からダウンロードできます。 https://www.naro.go.jp/brain/english/Annex_5.docx （3月28日追加）

項目	No.	質問	回答
利益相反	1	PM自身も研究することは可能でしょうか。	PM自らも研究を行うことは可能です。エフォートについては、提案される内容に必要なエフォートを別紙5のプロジェクト計画提案書の1の（1）プロジェクトマネージャー情報に記入してください。
	2	PMと研究グループに参画する研究者の間に利害関係がある場合、実施体制から除外されることあるでしょうか。	PMと共同研究機関に所属する研究者との間の利益相反について、利害関係を画一的な基準によって判断し、実施体制から除外することはありません。当該関係の必要性、合理性、妥当性等を考慮して参加可否を適切に判断します。 なお、御記入いただいた内容以外についても、利害関係者と判断する場合があります。 利害関係を有するとは、次の1から6までのいずれかに該当する場合です。 1 PMと、共同研究機関に所属する研究者と同一の民間企業又は大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の部署（学科、研究領域等）に所属する場合。 2 PMと、共同研究機関に所属する研究者と親族関係にある場合。 3 PMと、共同研究機関に所属する研究者と直接的な競争関係にある場合。 4 PMと、共同研究機関に所属する研究者と緊密な共同研究を行う関係にある場合。 5 PMと、共同研究機関に所属する研究者と密接な師弟関係又は直接的な雇用関係にある場合。 6 その他、所長が公正な判断を行うに相当ではないと判断した場合。

	3	PDと同じ所属機関の研究者である場合、PMに応募することはできないのでしょうか。PMへの応募ではなくとも、研究グループに参画することに何か問題はありますか。	PDと同じ所属機関の研究者である場合でも、本公募に応募することは可能です。また、ご自分ではなく別の方が提案する課題の研究グループの一員として参画することも可能です。 提案の審査の際、利害関係者と見なされた評議委員や誤解を招くおそれのある評議委員には、その提案課題の審査から外れてもらう運用を行っており、公平性を担保しています。(3月28日更新)
--	---	--	---

項目	No.	質問	回答
PMの選定	1	若手研究者（40歳以下）が多数参画した提案は、審査において加点対象となっていますが、何名以上であれば加点となりますか。	本事業では、40歳以下の若手研究者の積極的な参画を促進しています。このため、別紙5のプロジェクト計画提案書の11、若手研究者の参画では、40歳以下の若手研究者の人数を記入していただきます。 なお、何名以上であれば加点を行うのかについては、審査に影響を与えますので、お答えできません。

項目	No.	質問	回答
研究開発プロジェクトの作り込み	1	採択されたPMは研究開発プロジェクトの作り込み期間中は、活動経費が支払われるのでしょうか。委託契約後のPMの活動経費はどのようになりますでしょうか。	PMが所属する代表機関については、研究開発プロジェクト期間中に、最大2ヶ月前の日（委託試験研究実施計画書の提出日が採択通知日から2ヶ月以内の場合は、採択通知日）まで、委託期間開始日を遡ることが可能であり、契約締結日以前であっても、委託期間開始日以降に発生する研究開発に係る経費は、研究費として計上することを可能とします。この場合、採択通知に条件が付されている場合はこの条件に合致した研究であることが前提であり、仮に契約締結に至らなかった場合は、受託機関の自己負担となりますので、御留意下さい。
	2	提案時に想定していた研究グループが作り込みによって変更された場合、コンソーシアムの設立に時間がかかるのではないのでしょうか。	提案プロジェクトの作り込みによって研究グループの構成に変更が生じる可能性があります。あらかじめ、その際の対応策を検討した上で、応募してください。
	3	本公募について、作り込み時の主要ポイントは何か。	説明資料のp.22下部に記載されている以下の項目になります。その他、挑戦的な研究開発方針（p.5）や公募要領等もご参照ください。 ・フードロス（フードウェイスト含む）削減に向けた目標、シナリオ、計画、体制、研究費等の確認・調整。 ・食品企業等の民間企業の参画、連携強化、事業化支援の確認・調整。 ・『食料消費』に係る先行プロジェクトの発展的な継承（メタデータの共有等）に係る調整。 ・分野横断的課題（知財、データ管理、国際連携、ELSI、数理等）への対応、など
	4	民間企業との連携は必須でしょうか。	本公募では、MS5の2050年の目標達成に向けた各研究プロジェクトの成果のすみやかな社会実装を見据え、民間企業の参画を必須の条件としています。ご提案頂いた研究計画案の中に民間企業が含まれていない場合、あるいは含まれていても適切な連携と見なされない場合などは、ご提案頂いた社会実装の達成に向け、適切と見なされる民間企業との連携（共同研究機関としてコンソーシアムメンバーへの組込み）を図って頂き、契約締結までにはその参画を確定していただく必要があります。(3月28日更新)

項目	No.	質問	回答
PM採択後の研究開発の推進	1	PMが所属する代表機関の変更は可能でしょうか。	PMが所属する代表機関については、応募した後、審査期間中は変更できません。 なお、PMが採択された後、委託契約締結までの間に、当該研究グループを構成する研究機関に特段の事情の変化があり、研究の実施が困難と判断される場合は、代表機関の要件（公募要領の3の（3）に記載している要件）を満たし、PM活動が支障なく継続できるという条件を満たす限りにおいて、PDや評議委員会委員らの承認を得ることができれば、代表機関を変更することも可能です。 また、人事異動等により、PMが所属する機関が変更となった場合においても、代表機関の要件を満たし、PM活動が支障なく継続できるという条件を満たす限りにおいて、PDや評議委員会委員らの承認を得ることができれば、代表機関の変更を可能とします。
	2	PMの交代は可能でしょうか。	PMは、PMの要件として、自らの指揮で各研究開発プロジェクトのマネジメントを行い、プロジェクト全体の責任を負うこととなります。このため、プロジェクト実施期間内にPMを途中交代する提案は、今回の応募要件を満たさないものと見なされます。

項目	No.	質問	回答
データマネジメント	1	データマネジメントとは、何をすればよいのでしょうか。	PMの任務として、当該プロジェクトで取得するデータ（管理対象データ）の範囲等を定めたデータマネジメントプラン（DMP）を策定するとともに、これに基づき、コンソーシアム内の全研究者に、管理対象データの保管や管理（共有、公開等）を適切に行うよう指導して頂きます。 その後、PMは、これら管理対象データのカタログ（メタデータ）の作成をコンソーシアムの全研究者に指示し、収集し、確認（必要により補足修正等を指示）し、プロジェクトとして最終版のメタデータを生研支援センターに提出します。また、このメタデータの公開に向け、国立情報学研究所（NII）の専用サイト（GakuNinRDM）や農研機構統合データベースなどにアップロードして頂きます。 管理対象データについては、各研究者の所属機関の責任で厳重に保管・管理していただくとともに、上記メタデータに記載された内容に従い、コンソーシアム内で共有したり、広く一般に公開したりしていただきます。公開予定の場合、論文化や知財化が終わるまで公開猶予期間を設けるなど、各研究者の方で自由に設定して頂けます。 詳しくは、公募要領の別紙10『生研支援センター ムーンショット型研究開発事業におけるデータマネジメントに係る基本方針』をご参照ください。

項目	No.	質問	回答
その他	1	他の研究予算に応募中の内容と同じ内容の提案を行ってもよいのでしょうか。	提案することは可能です。ただし、同じ内容に複数の公的資金を充当することは禁じられていますので、複数の公募で採択された場合、どれか一つを残し、他を辞退していただきます。複数の公募と並行して提案する場合は、別紙5のプロジェクト計画提案書の様式3の2「研究開発の実績等」の（1）「現に実施又は応募している公的資金による研究開発」に記載してください。
	2	応募や審査を英語で対応することは可能でしょうか。	提案書を英語で作成したり、面接審査時のプレゼンテーションを英語で実施する等、一連の提案や審査対応をすべて英語とすることも可能です。ただし、応募要領及びその別紙別添資料、説明資料等に和文と英文がある場合は、全て和文を正本としますので、ご留意ください。

3	「委託業務研究実施要領～事務処理関係編～」はどこにありますか。	生研支援センターのホームページに掲載されていますので、ご参照ください。 URL: http://www.naro.affrc.go.jp/laboratory/brain/contents/common_form/index.html なお、この「委託業務研究実施要領～事務処理関係編～」は、生研支援センターが実施する研究支援事業における契約・経理・知的財産権に関する事務処理について、共通する事項を掲載したものです。
4	公募要領の3の(6)の①に記載がある、協力機関との研究協力契約(共同研究契約等)のひな形はありますか。	研究協力契約(共同研究契約書等)は、規定の様式はございません。 貴機関で通常使用されている共同研究契約書に、生研支援センターと締結する委託契約書に規定した守秘義務と成果の取扱いを遵守すること等を規定いただく形で差し支えございません。 なお、採択された後、実際に協力機関と共同研究契約書等を締結される場合は、事前に生研センターにて内容を確認いたします。
5	公募要領の別紙5の9「各研究機関の知的財産への取組状況等」の記載について、協力機関も記載する必要がありますか。	協力機関であっても、代表機関又は共同研究機関が協力機関を共同出願人に加える理由を明らかにし、これを生研支援センターが認め、代表機関又は共同研究機関と協力機関との間で委託契約書に規定した守秘義務と知的財産権の取扱いを遵守すること等が規定された共同出願契約書が締結され、同契約書により研究グループ内において当該共同出願について同意が得られている場合に限り、代表機関又は共同研究機関と協力機関が知的財産を共有することを可能としております。そのため、当該協力機関と知的財産を共有する可能性がある場合には、必ず記載をお願いいたします。